

(改正前)	(改正後)
<p style="text-align: center;">岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）</p> <p>(目的) 第2条 情報共有システムは、以下の目的で活用することとする。</p> <p>(活用する機能区分) 第3条 情報共有システムは、下記の機能を活用するものとする。</p> <p>(対象工事) 第4条 岐阜県県土整備部、都市建築部、農政部及び林政部が発注する全ての工事を対象とし、受注者が希望する場合にシステム利用を行うこととする。</p> <p>(対象書類) 第5条 情報共有システムを用い、発注者若しくは監督員と受注者の間で電子的に交換・共有する工事書類は、別表1のとおりとする。</p> <p>第6条 (1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の (Rev.5.4) の要件を満たすこと。</p>	<p style="text-align: center;">岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）</p> <p>(目的) 第2条 <b>情報共有</b>システムは、以下の目的で活用することとする。</p> <p>(活用する機能区分) 第3条 <b>情報共有</b>システムは、下記の機能を活用するものとする。</p> <p>(対象工事) 第4条 <del>岐阜県県土整備部、都市建築部、農政部及び林政部</del>、<b>県土整備部、及び都市建築部</b>が発注する全ての工事を対象とし、<u>受注者が希望する場合に発注者が特記仕様書で指定した工事、又は契約締結後工事着手までの間に受注者から申し入れがあった工事は、システムを利用するシステム利用を行うこととする。</u> <u>ただし、システムを利用することとした工事において、受注者の責めに帰すことができない事由によりシステムの利用が困難であると認められた場合は、受発注者協議のうえ、その利用を取りやめることができる。</u></p> <p>(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載) 第5条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において、ASP方式の情報共有システムの利用を指定する工事である旨を以下のとおり記載する。 入札公告への記載例（一般競争入札の場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 一般競争入札に付する工事 ・・・ ( ) 本工事は、ASP方式の情報共有システム利用工事です。 詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」を参照してください。</p> </div> <p>指名通知への記載（指名競争入札の場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 入札に付する事項 ・・・ ( ) 本工事は、ASP方式の情報共有システム利用工事です。 詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」を参照してください。</p> </div> <p>特記仕様書への記載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第〇条 ASP方式の情報共有システム利用工事 ( )本工事は、ASP方式の情報共有システム利用工事です。 詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」を参照してください。</p> </div> <p>(対象書類) 第<del>5.6</del>条 <b>情報共有</b>システムを用い、発注者若しくは監督員と受注者の間で電子的に交換・共有する工事書類は、別表1のとおりとする。</p> <p>第<del>6.7</del>条 (1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の (Rev.5.46) の要件を満たすこと。</p>

「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」新旧対照表

(改正前)	(改正後)
<p>(事前準備) 第7条 受注者は、工事で使用するシステムを選定し、その利用に必要となる情報（利用対象者やそのユーザー情報等）について発注者に協議し承諾を得るものとする。</p> <p>(情報セキュリティ対策) 第8条 受発注者においては、最新のセキュリティ対策が講じられた端末を使用すること。</p> <p>(システム利用料) 第9条 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）は土木工事標準積算基準書の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。なお、その他の積算基準書において共通仮設費率に記載されていない場合も、別途積み上げ等による計上は行わないものとする。</p> <p>(システム利用における注意点) 第10条 システムは受発注者間の情報共有を円滑に行うために利用するものである。そのため、システムを利用することが受発注者間の負担となる場合（カタログ等の電子化が煩雑な書類の取扱など）は都度、受発注者間で協議してシステムの利用を検討すること。 2 本要領及び国が定めるガイドラインにおいて疑義又は不明な点が生じた場合には、受発注者間の協議により運用するものとする。</p> <p>(要領の運用における注意点) 第11条 国が定めるガイドラインを準用する場合における書類名、基準類や職名等について、岐阜県に同様のものがある場合は、岐阜県のものに読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年6月1日より施行する。</p> <p>附 則 この要領の一部改正は、令和3年4月12日より施行する。</p> <p>附 則 この要領の一部改正は、令和5年4月1日より施行する。</p>	<p>(事前準備) 第<del>7</del><u>8</u>条 受注者は、工事で使用するシステムを選定し、<u>初回打ち合わせ時に契約するASPサービス業者について報告を行うこと。また、</u>その利用に必要となる情報（利用対象者やそのユーザー情報等）について発注者に協議し承諾を得るものとする。</p> <p>(情報セキュリティ対策) 第<del>8</del><u>9</u>条 受発注者においては、最新のセキュリティ対策が講じられた端末を使用すること。</p> <p>(システム利用料) 第<del>9</del><u>10</u>条 <u>システムの利用契約は、受注者が行うものとする。また、情報共有</u>システムに係る費用（登録料及び利用料）は土木工事標準積算基準書の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。なお、その他の積算基準書において共通仮設費率に記載されていない場合も、別途積み上げ等による計上は行わないものとする。</p> <p>(システム利用における注意点) 第<del>10</del><u>11</u>条 システムは受発注者間の情報共有を円滑に行うために利用するものである。そのため、システムを利用することが受発注者間の負担となる場合（カタログ等の電子化が煩雑な書類の取扱など）は都度、受発注者間で協議してシステムの利用を検討すること。 <u>2 システムのWeb会議機能等を利用して、「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する場合は、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』（岐阜県林政部・県土整備部・都市建築部）に従うものとする。</u></p> <p><del>2</del><u>3</u> 本要領及び国が定めるガイドラインにおいて疑義又は不明な点が生じた場合には、受発注者間の協議により運用するものとする。</p> <p>(要領の運用における注意点) 第<del>11</del><u>12</u>条 国が定めるガイドラインを準用する場合における書類名、基準類や職名等について、岐阜県に同様のものがある場合は、岐阜県のものに読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年6月1日より施行する。</p> <p>附 則 この要領の一部改正は、令和3年4月12日より施行する。</p> <p>附 則 この要領の一部改正は、令和5年4月1日より施行する。</p> <p><u>附 則 この要領の一部改正は、令和7年1月9日より施行する。</u></p>